

特別贈与制度一部改正の件

当倶楽部では、満50歳以上で、かつ入会後3年経過した個人会員が、生前に三親等以内の親族の方を受贈者と定め、会員権の名義書換ができる「特別贈与制度」がございます（現会員の贈与者は、受贈者への会員権の贈与後は受贈者の会員権に連なる「シニアサポーター」としての登録となります。シニアサポーター登録期間中のプレー料金はメンバー料金適用となり、ハンデキャップ取得および競技会への参加も可能となる制度。法人会員は対象外）。

令和元年9月1日入会書類到着分より、本制度適用条件を下記のとおり一部変更いたします。

記

1. 改正点

贈与者となる現会員の入会後経過年数を以下のとおり変更する。

(現行) 満50歳以上で、かつ入会後3年経過した個人会員

↓

(改正後) 満50歳以上で、かつ入会後2年経過した個人会員

※その他事項に変更はございません。

2. 変更日

令和元年（2019年）9月1日入会書類到着分より適用する。

3. 本制度の概要（現行）

- ①本制度は個人会員が対象となり、法人会員は対象外です。
- ②本制度は満50歳以上で、かつ入会後3年経過した個人会員が、生前に三親等以内の親族の方を受贈者と定め、会員権の名義書換ができる制度です。
- ③現会員（贈与者）から会員権を引き継ぐ三親等以内の親族（受贈者）への名義書換手続き完了後は、現会員（贈与者）は受贈者の会員権に連なる「シニアサポーター」としての登録となり、当倶楽部が定めるシニアサポーター年会費をお支払いただきます。
- ④シニアサポーター登録期間中のプレー料金はメンバー料金適用となり、ハンデキャップ取得および競技会への参加も可能です。
- ⑤会員区分（正会員・平日会員の別）は、従来どおりとなります。
- ⑥男性会員から女性への名義書換はできません。ただし、相続及び贈与（三親等以内の親族）の場合に限り、女性への名義書換を認めており、その後も同様としております。

4. お問い合わせ先

株式会社三和（葉山国際カントリー倶楽部）

電話：03-3474-8111（受付：平日午前9時から午後5時まで）

以上